

2023年4月28日

ご加入者各位

佐川アドバンス株式会社  
営業部 保険販売課

## 新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご回復を心からお祈り申し上げます。

さて、昨年、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表され、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象について見直しが行われました。

そして、今般、政府の方針により、2023年5月8日以降、感染症法上における新型コロナウイルス感染症の分類が「5類感染症」に位置づけられることになりました。これに伴い、「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象について以下のとおり変更が実施されます。詳細につきましては、各保険会社のホームページにてご確認ください。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で、「みなし入院」の対象となる方につきましては、同年5月8日以降もこれまでどおりご請求いただけますのでご安心ください。

### 〈参考〉

#### 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

診断日		2022年9月25日以前	2022年9月26日から 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
入院された場合（約款における取扱い）		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 （特別な取扱い）	重症化リスクの高い方※	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65才以上の方」・「入院を要する方」・「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」・「妊婦の方」になります。